

## 第 2 次青森県子どもの貧困対策推進計画（案）に関するパブリック・コメントにおける意見

No	項目	提出された意見	県の考え方	提出意見の反映状況
1	第 1 章 1 計画策定の趣旨	<p>全体的に、生活保護世帯、ひとり親世帯についての支援が述べられているが、共働きであっても家庭の事情（住宅環境や親の介護等）で生活が困窮している世帯がたくさんあるのではないかと思う。子どもの貧困対策の推進に関する法律（第 2 条第 3 項）によると、「子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。」と明記されている。また、子供の貧困対策に関する大綱（第 2・1・（4））には「地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。」と記されている。青森県の平均所得、最低賃金の低さや、有効求人倍率などの地域の経済的な実情を踏まえた施策が必要だと感じる。支援の対象を収入の良し悪しだけで見るのではなく支出も鑑みるべきだと考える。そもそもなにをもって貧困とするのかこの計画の中で明確にされていないように感じる。</p>	<p>平成 30 年国民生活基礎調査の結果によると、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は 48.1%と、子どもがいる現役世帯のうち大人が二人の世帯の 10.7%と比べ非常に高い水準となっているため、本計画では「子どもの貧困対策推進計画」と「母子家庭等の自立促進計画」を一体的に策定しており、ひとり親世帯への支援に係る記述が多いものです。</p> <p>また、計画策定にあたっては、社会的要因や地域の実情を踏まえたものとなるよう「青森県子どもの生活実態調査」等の調査を実施し、その結果を反映したものとしています。</p> <p>なお、「子どもの貧困」については法律等において定義づけられていませんが、国民生活基礎調査における「子どもの貧困率」は、17 歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分の額（平成 30 年は 127 万円）に満たない子どもの割合であるとされています。</p>	その他
2	第 1 章 5 計画策定の基本方針 ・ 第 3 章 I 教育の支援	<p>・第 1 章「計画の概要」及び第 3 章「I 教育の支援」について この計画の策定にあたっては、「青森県子どもの生活実態調査」「青森県親子等生活実態調査」の結果を反映したものとされている。上記調査の質問項目には、学習塾の活用状況が記載されている。直接の因果関係が明記されているわけではないが、学習塾の活用状況と子どもの貧困に何らかの関係があるのであれば（例えば学習塾に通っている子どもは所得も高くなる、逆に通っていない子は貧困になる確率が高いなど）、そもそもの学校教育制度自体の見直しが必要なのではないかと思う。</p>	<p>各調査で実施した学習塾の活用状況に係る質問は、学習塾の活用状況と子どもの貧困との因果関係について分析するために行ったものではなく、県内の子どもたちが様々な子どもの体験や所有物を享受できているかを生活困難度別や世帯状況別に把握するために行った質問 15 項目の一つです。</p>	その他
3	第 2 章 子どもの貧困に関する指標	<p>・第 2 章「子どもの貧困に関する指標」について 青森県の各種指標と、大綱の指標を見比べると、生活保護世帯、児童養護施設の子供、ひとり親世帯の進学率が全国平均より下回っているのがわかるがそれについての原因分析とその結果がわからない。また具体的な数値目標も明記されていない。</p>	<p>第 2 章で示している「子どもの貧困に関する指標」は、計画期間中における施策の実施状況や効果等を検証するために設定しているものです。</p> <p>本計画においては個々の指標に目標値の設定は行わず、計画に掲げた施策の効果により、各指標の現状値が改善されることと、困窮家庭の割合（H30 青森県子どもの生活実態調査では 13.2%）が減少していくことを目指しています。</p>	その他
4	第 2 章 子どもの貧困に関する指標	<p>・第 2 章「子どもの貧困に関する指標」について 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況が著しく低く感じる。会計年度は違えど歳出金額にはほぼかわりないのだから 100% を目指すべきだと思う。また金額についても国の援助基準に達していない市町村がまだまだある。</p>		その他

No	項目	提出された意見	県の考え方	提出意見の反映状況
5	第3章 Ⅱ生活の安定に資するための支援	・第3章「Ⅱ生活の安定に資するための支援」について 子ども食堂を営むボランティア団体が増えているが、どの団体も資金不足や担い手不足に陥っていると考えられる。住民団体の自助、共助努力に任せるのではなく、具体的な人的、資金的な支援が必要であると考ええる。	第3章Ⅱ-3-(3)「ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援」で示しているとおおり、支援を必要とする子どもを適切に相談・支援機関につなぐことができるよう、子ども食堂や学習支援等の地域における子どもの居場所づくりを促進する取組を進めることとしています。	記述済み
6	第3章 Ⅲ保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	・第3章「Ⅲ保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」について ひとり親でなくとも、子どもを持ちながら就労することは大変なことである。例えば、子供が熱を出して休まざるを得ない場合も職場の理解が必要である。病児保育等もインフルエンザの時期は予約を取れない場合も多い。母親にとって父親や、祖父母の協力があっても休みにくいものである。ひとり親となるとますます休む回数が多くなると予想される。そういった事情も加味した就労支援、企業の理解が必要だと考える。 保護者の就労支援も大事だが、一度「負け組」になってしまうと敗者復活できない日本の雇用形態や、ワーキングプア、男女雇用機会均等、などなど本質的な問題を解決しなければ、いくら資格を取ろうと貧困は解決できないと考える。	第3章Ⅲ-(4)「保育等の確保」で示しているとおおり、保護者が就労する際の子どもの保育については、各種取組を進めているところです。 また、企業の理解については、第3章Ⅲ-(3)「就労機会の確保」で示しているとおおり、地域の企業等に対してひとり親家庭の親等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や協力要請を推進することとしています。	記述済み
7	全般	生活保護世帯の子どもの貧困についても記載されているが、生活保護基準と同時に議論すべきであると考ええる。	子どもの貧困は、単なる経済的困窮だけにとどまらず、様々な要因が複合的に重なることで世代間の貧困の連鎖を招いていると言われていたため、関係機関が連携し、総合的に対策を推進していくことができるよう、本計画を策定するものです。よって、計画の策定にあたり、関係制度の一つである生活保護制度の基準との同時議論を行うことは考えておりません。	その他
8	第3章 Ⅱ生活の安定に資するための支援	(ひとり親家庭の保護者としての意見) 住宅に関する支援について住宅手当、家賃補助も追加してほしい。住む場所は子供と自分の基盤となるもの。特に子供には安心して過ごして欲しいので少しでも手当や助成があると助かります。賃貸だけでなく、持ち家の人も対象にして欲しい。	第3章Ⅱ-5「住宅に関する支援」で示しているとおおり、ひとり親世帯の県営住宅への優先入居や、子育て世帯等への居住支援の取組の推進、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金や転宅資金の貸付等の取組を推進することとしています。	記述済み
9	第3章 Ⅰ教育の支援	(ひとり親家庭の保護者としての意見) 塾、習い事の助成について、よその子と同じように習い事をさせてあげたいが、そこまで余裕がありません。昔と違って、小さいうちから習い事をさせている人が多い中、学力・体力の差がついてしまうのが不安です。	第3章Ⅰ-6-(2)「生活困窮世帯等への学習支援」で示しているとおおり、市町村が実施するひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を支援することとしています。	記述済み
10	第3章 Ⅳ経済的支援	(ひとり親家庭の保護者としての意見) 冬の暖房費アパートでも冬の暖房費は(間取りにもよりますが)2~3万かかっている方は少なくないはず。かなり家計が圧迫されます。 県や市のひとり親支援には助けられていて感謝しかないので上記のことや近年の物価上昇を考えると、根本的に扶養手当が少ないのが現実です。	第3章Ⅳ「経済的支援」で示しているとおおり、様々な支援に取り組むとともに、取組に関する情報提供を行うこととしています。	記述済み